

## 「ひなたの芽吹きプロジェクト」募集説明会 資料

宮崎県産業政策課企画推進担当

令和3年8月17日(火)～20日(金)

### 1 「ひなたの芽吹き」事業の趣旨について

この事業は、県内企業や団体等が、ポストコロナのみやぎの産業づくりを見据えて取り組むプロジェクトや、みやぎ発のオンリー1やナンバー1を目指して取り組むプロジェクトを広く県民の皆様から募集し、優れたプロジェクト15件に対して、補助金やクラウドファンディングを通じた支援を行うことで、将来につながる「ビジネスの種（シーズ）」の芽吹きを生み出す事業です。

### 2 支援の内容

#### (1) 補助金について

- ・ 交付対象となるプロジェクト…公開審査会により採択された8件
- ・ 補助金額上限 107万円 補助率 10/10
- ・ 補助対象経費  
⇒人件費、消耗品費、広告宣伝費、印刷製本費、外注費、旅費、使用料、賃借料

※10万円以上の固定資産については、補助対象外なので注意。

#### (2) クラウドファンディング支援について

- ・ 希望者には、株式会社 CAMPFIRE のクラウドファンディングサービスを活用した資金調達をご案内するとともに、サイトへのプロジェクト掲載やリターン選定等まで手厚くサポート
- ・ クラウドファンディングの際の事務手数料についても支援（上限あり）

※クラウドファンディングの方式については原則 ALL-in 方式によること。

ALL-in 方式…目標金額を達成せずに終了した場合でも、集まった分だけ支援金を受け取れる方式。

### 3 募集するプロジェクト

#### (1) 募集要項

- ①ポストコロナに向け、県民が応援したくなる“みやざき発”のオンリー1を生み出す、またはナンバー1を目指すプロジェクトであること。
- ②新型コロナウイルス感染症により影響を受けた県内産業の支援・発展につながるプロジェクト（みやざきビジネス・シーズ・プロジェクト）であること。
- ③成長性や事業計画、実施体制、スケジュールなど総合的な観点から、プロジェクトの実行・実現が見込まれること。
- ④本事業終了後も継続的な活動・発展が見込まれること。
- ⑤宮崎県内在住の者であること。企業・団体等にあつては県内に事務所・事業所を有すること。もしくは本県の出身であるなど何らかの縁があること。
- ⑥県税に未納がないこと（ただし、宮崎県に限る。）。
- ⑦地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- ⑧プロジェクトを実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

#### (2) プロジェクトの例

- 「100%宮崎県産にこだわったご当地料理開発プロジェクト」
- 「県内企業の共同による新たな商品・サービス開発プロジェクト」
- 「研究機関と連携した伝統野菜〇〇の消費PRプロジェクト」

### 4 審査基準

別添「審査基準書」参照

## 5 スケジュール

プロジェクトのエントリー	令和3年9月15日(水)まで
書 面 審 査	令和3年9月16日(木) ～令和3年9月23日(木)
結 果 通 知	令和3年9月27日(月)
公 開 審 査 会	令和3年10月9日(土)
プロジェクトの遂行	令和4年2月末まで
成 果 報 告 会	令和4年3月

## 6 エントリー方法

提出書類を期限までにメールで提出すること。

(1) 提出書類

- ・ (様式1) プロジェクトエントリーシート
- ・ (様式2) 収支予算書
- ・ (様式3) プレゼン資料

(2) 提出先

ひなたの芽吹き事務局      E-mail:entry@npb.co.jp

(3) 提出期限

令和3年9月15日(水)